

各位

会社名 株式会社倉元製作所
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
(コード番号 5216)

問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸

電 話 0228 - 32 - 5111

事業再生ADR手続のスケジュール変更及び 2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ

1. 事業再生ADR手続のスケジュール変更について

当社は、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）のもとで事業再生に取り組んでおります。そして、2020年2月7日付「事業再生ADR手続における第2回債権者会議の開催に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、同日、対象債権者となるすべてのお取引金融機関様の出席のもと、同手続に基づく事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、当社が策定した事業再生計画案についてご説明するとともに、事業再生実務家協会の選任した手続実施者より、調査報告書に基づき、当該事業再生計画案が公正かつ妥当で経済合理性を有するものであるとの調査結果をご報告いただきました。

当社は、当初のスケジュールでは、2020年3月6日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、すべてのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指しておりましたが、スポンサー候補とのスポンサー契約の締結に向けた協議と手続に想定よりも時間を要することとなったことを踏まえ、同会議では事業再生計画案の決議は行わず、続行期日（続会）を指定する決議を行う予定となりました。なお、この続行期日指定の決議は、事業再生ADR手続の第1回債権者会議においてすべてのお取引金融機関様にご同意をいただいた一時停止の期間を同期日まで延長することの同意の決議を含むものです。

当社は、引き続き事業再生ADR手続の中で、公正中立な立場から事業再生実務家協会より指導・助言をいただき、事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会において、すべてのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指してまいります。

事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会の日程につきましては、今後決定次第速やかにお知らせいたします。

2. 今後のスケジュール

事業再生ADR手続に関する今後のスケジュールは、以下のとおり予定しております。ただし、手続の進捗状況等により、変更される可能性があります。

2020年3月6日	第3回債権者会議 (続会指定の決議)
2020年3月下旬	第3回債権者会議の続会 (事業再生計画案の決議)

3. 事業再生ADR手続のスケジュール変更に伴う2019年12月期決算発表の遅延見込みについて

2019年12月25日付「事業再生ADR手続における第1回債権者会議の成立・同意及び2019年12月

期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、当社の2019年12月期決算につきましては、当社の所有する固定資産の減損処理に関し、上記事業再生計画案が将来キャッシュ・フローの見積金額に影響を与え、減損損失の計上額が定まらないことなどから、決算の確定が上記事業再生計画案の決議後となる見込みです。上記のとおり、2020年3月6日開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）では、事業再生計画案の決議は行わず、続行期日（続会）を指定する決議を行う予定となりました。これに伴い、当社の2019年12月期決算の確定は、上記事業再生計画案の決議を行う第3回債権者会議の続会后となる見込みです。

以 上